

平成17年4月12日
日行連発第57号

各単位会長 殿
各役員 殿

日本行政書士会連合会
会長 宮内 一三

総務省令の制定及び改正について（お知らせ）

標記の件について、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則が制定されるとともに、行政書士法施行規則の一部が改正されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則について

【制定経緯】

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）」第3条第1項、第4条第1項及び第3項、第6条第1項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成17年政令第8号）第2条第1項の規定に基づき、「行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（総務省令第61号、平成17年3月31日公布・同年4月1日施行）」が制定された。

【概要】

行政書士法第9条第1項で備付け及び保存が義務付けられている「帳簿」は、従来、行政書士法施行規則第3条において電磁的記録に係る記録媒体により行うことができるとされていたが、これに加え、行政書士法第9条第2項で保存が義務付けられている「関係書類」についても、電磁的記録を使用して行うことができることとする。

また、行政書士法施行規則第10条で作成、正本の交付及び副本の保存が義務付けられている「領収証」について、電磁的記録を使用して保存、作成（記名及び職印の押印は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の電子署名をいう）に代える）及び交付（相手方の承諾が必要）を行うことができることとする。

2 行政書士法施行規則の一部改正について

【改正経緯】

「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)」の施行に伴う「行政書士法施行規則の一部を改正する省令(総務省令第60号、平成17年3月31日公布・同日施行)」及び「行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(総務省令第61号、平成17年3月31日公布・同年4月1日施行)」の附則により、行政書士法施行規則の一部が改正された。

【概要】

- ① 不動産登記法の全部改正に伴う文言整理として、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
- ② 行政書士法施行規則第3条は、行政書士法第9条第1項で義務付けられている「帳簿」の備付け及び保存を、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができるとしているが、次に説明する「行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(総務省令第61号、平成17年3月31日公布・同年4月1日施行)」において、他の書面の保存等と合わせて規定されることを受け、同条を削除する。

※ 添付資料

- 1 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
- 2 行政書士法施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表)

以 上